

【消費者トラブル情報 vol. 32：光回線サービスの電話勧誘トラブルにご注意！】

光回線の電話勧誘トラブルが多発しています。口頭説明だけをうのみにせず、契約は慎重にしましょう！

（ケース 1）

「安くなる」と電話勧誘を受け、光回線の契約変更を申込したところ、料金が変わらないことが後に判明。契約書も送られてこないで解約したい。

（ケース 2）

光回線の切替えについて電話勧誘を受け契約したところ、後になってモデム交換工事が必要と判明。さらに、単なる料金変更ではなく、別会社との契約だったことも分かった。

○アドバイス

- ・ 電話勧誘の場合、「説明書面」「契約書面」の交付が義務付けられています。また、必ず「事業者名」「サービス名」を確認しましょう。
- ・ 「安くなる」など口頭での説明だけで契約せず、書面で内容を確認してから契約するかどうか決めましょう。
- ・ 光回線の契約は、契約書面を受け取ってから 8 日以内であれば契約を解除できる「初期契約解除制度」があります。困ったときは消費生活センターに相談しましょう。

■市消費生活センター相談

[Tel:099-808-7500](tel:099-808-7500)

■消費者ホットライン

[Tel:188](tel:188)